

# 無期雇用職員等就業規程

(令和7年12月25日規程第234号)

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 採用等（第2条～第5条）
- 第3章 服務規律（第6条～第9条）
- 第4章 成果（第10条～第12条）
- 第5章 勤務（第13条～第20条）
- 第6章 出勤及び欠勤（第21条～第24条）
- 第7章 休暇（第25条～第38条）
- 第8章 出張（第39条）
- 第9章 異動（第40条・第41条）
- 第10章 休職及び復職（第42条～第44条）
- 第11章 休業（第45条・第46条）
- 第12章 退職及び解雇（第47条～第54条）
- 第13章 給与（第55条）
- 第14章 退職金（第56条～第61条）
- 第15章 安全衛生及び災害補償（第62条）
- 第16章 教育訓練（第63条～第65条）
- 第17章 賞罰（第63条～第65条）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の無期雇用職員、定年制職員及び事務総合職員（以下「無期雇用職員等」という。）の労働条件、服務規律その他就業に関する事項を定める。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他法令の定めるところによる。

### 第2章 採用等

#### （採用等）

第2条 無期雇用職員等の採用は、原則として理事長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、有期雇用契約を締結している職員が次の各号のいずれかに該当する場合、有期雇用契約満了後に当該職員を無期雇用職員とする。

- （1） 職員が無期転換権を行使した場合
- （2） 研究所が期間に定めのない雇用契約を職員に提示し、職員がそれに同意した場合  
（提出書類）

第3条 新たに無期雇用職員等に採用される者は、研究所が指定する書類を速やかに提出しなければならない。

2 無期雇用職員等は、前項の書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出なければならない。

#### （試用期間）

第4条 新たに無期雇用職員等に採用された者については、採用の日から起算して、原則として2か月を試用期間とする。

ただし、理事長が認めたときは、試用期間を設けないことができる。

2 試用期間は、勤続年数に通算する。

#### （試用期間中の解雇等）

第5条 次の各号により試用期間中に無期雇用職員等として不適当と認められるときは、解雇することができ、又は試用期間終了時に本採用を拒否することができる。

- （1） 正当な理由のない無断欠勤が、3日以上に及んだとき。
- （2） 研究所への提出書類の記載事項又は面接時の内容が、事実と著しく相違することが判明したとき。

(3) 業務遂行に支障となるおそれがある既往症を隠していたことが判明したとき。

(4) 必要な業務を習得する能力がなく、又は協調性がないとき。

2 前項の規定により解雇するときは、第54条第2項及び第3項の手続による。

ただし、試用期間開始後14日以内の者については、この手続によらずに解雇する。

### 第3章 服務規律

(誠実義務)

第6条 無期雇用職員等は、その責務を自覚し、誠実に業務を遂行するとともに、法令及び研究所の規程等を遵守し、職場の秩序の維持に努めなければならない。

(秘密保持義務)

第7条 無期雇用職員等は、自己の業務に関するか否かを問わず、研究上の秘密、経営上の秘密、人事及び労務上の秘密等業務上知り得た機密事項並びに研究所の不利益となる事項を許可なく他に漏らし、又は盗用してはならない。

2 前項の秘密保持義務は、退職した後も同様とする。

(物品の持ち出しの禁止)

第8条 無期雇用職員等は、資料、図面、電子媒体、研究資材、書類その他研究所の所有する物品を、許可なく研究所外に持ち出してはならない。

(許可及び届出事項)

第9条 無期雇用職員等は、研究所の業務以外の目的で研究所の敷地、建物、施設又は物品を使用するときは、あらかじめ研究所の許可を受けなければならない。

2 無期雇用職員等は、研究所以外の業務に従事しようとするときは、あらかじめ研究所の許可を受け、又は研究所に届け出なければならない。兼業の許可及び届出に関し必要な事項は、兼業規程（令和8年規程第38号）で定めるところによる。

3 無期雇用職員等は、公職に立候補し、又は就任若しくは退任しようとするときは、あらかじめ研究所へ届け出なければならない。

### 第4章 成果

(成果の取扱い)

第10条 無期雇用職員等が研究所における研究又は業務の過程又は結果として作製又は取得した成果（以下この条及び次条において「成果」という。）に関する一切の権利（職務発明規程（平成15年規程第71号）で定める知的財産権（次項において同じ。）を除く。）は、研究所に帰属する。

2 無期雇用職員等が研究所における研究又は業務の過程又は結果としてなした知的財産権は、職務発明規程に基づき、研究所に帰属し、又は研究所が承継する。

3 第1項にかかわらず、無期雇用職員等の成果に係る論文及び論文に係る図表等についての著作権は、当該無期雇用職員等に帰属する。

4 前項において、研究所は、無期雇用職員等の成果に係る論文及び論文に係る図表等の全部若しくは一部又は必要に応じて適当な修正を加えたものを、研究所の広報活動、成果の普及、官庁への報告等に係る業務を行うために利用できるものとする。

ただし、成果の発表に際して、無期雇用職員等と論文等の掲載先との間で著作権について取決めがある場合は、この限りでない。

(成果の発表)

第11条 無期雇用職員等は、成果を発表しようとするときは、研究成果発表の届出等に関する規程（平成26年規程第68号）で定める手続を行い、発表した成果は、速やかに研究所に届け出なければならない。

(成果物の移転)

第12条 無期雇用職員等が、成果物を他の機関又は研究所から移転するときは、研究成果物取扱規程（平成18年規程第10号）で定める手続を行わなければならない。

### 第5章 勤務

(勤務時間)

第13条 無期雇用職員等の所定労働時間は7時間30分とし、始業時刻は午前9時、終業時刻は午後5時20分とする。

2 前項にかかわらず、無期雇用職員等は、細則の定めにより、始業及び終業時刻を変更することができる。

3 研究所は、業務上必要がある場合には、第1項の規定にかかわらず、全部又は一部の無期雇用職員等について、始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することができる。

（管理職における勤務時間の調整）

第14条 管理職（職名規程（令和7年規程第25号）第2条第2項に定める者をいう。）は、前条の規定を原則とし、職務遂行の妨げにならない場合、各自の判断により始業時刻及び終業時刻を変更することができる。

2 前項に定める始業時刻及び終業時刻の変更を行った場合においては、前条第1項に定める「所定労働時間」とあるのは「1か月の所定労働時間」とし、「7時間30分」とあるのは「第20条に規定する休日以外の日の日数に7時間30分を乗じて得られた時間数」と読み替えて適用するものとする。

（休憩時間）

第15条 研究所は、勤務時間の途中に、労働時間が6時間以上8時間以下の場合においては50分、8時間を超える場合においては少なくとも60分の休憩時間を付与する。

ただし、労働時間が6時間未満の場合で、始業時刻又は終業時刻が次項に定める休憩時間にかからない場合においては、休憩時間を付与しないことができる。

2 一斉付与の休憩時間は、午後0時から午後0時50分までとする。

ただし、一斉休憩付与除外に関して労使協定を締結したときは、この限りでない。

（時間外勤務及び休日勤務）

第16条 業務上必要があるとき、又はその他やむを得ない事由があるときには、第13条第1項に定める所定労働時間を超えて勤務させ、又は第20条に定める休日に勤務させることがある。

2 時間外又は休日の勤務は、原則として監督者（当該職員の所属する部、課若しくはチーム等の長又はマネージャーのうち人事管理上の責任を有する者をいう。以下同じ。）の指示に基づくものとする。

3 第19条に基づきフレックスタイム制の適用を受ける職員に対する第1項の適用においては、同項中「第13条第1項に定める所定労働時間」とあるのは、「細則で定める総労働時間」と読み替えるものとする。

（非常時の勤務）

第17条 職員は、災害その他研究所に緊急事態が生じたときには、研究所の指示に従って時間外又は休日、休暇中においても速やかに勤務しなければならない。

（専門業務型裁量労働制）

第18条 研究開発及び情報システムの分析・設計に従事する職員について、業務の遂行方法及び就業時間の管理について監督者の具体的指示が及ばず、本人の裁量に委ねることが多いと認められるときは、労使協定を締結して裁量労働制を適用できるものとし、労使協定で定める時間勤務したものとみなす。

（フレックスタイム制）

第19条 研究所が始業及び終業時刻をその無期雇用職員等の決定に委ねることとしたときは、細則で定めるところにより、フレックスタイム制を適用できるものとする。

（休日）

第20条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (5) 研究所の設立を記念する日（10月の第4月曜日）
- (6) その他研究所が特に指定する日

2 前項第1号の日曜日を労働基準法第35条に定める休日（法定休日）とする。

3 業務上必要があるときは、事前に予告して第1項の休日を当該月の前後1か月（当該年度中に限る。）の内にある他の日に振り替えることがある。

## 第6章 出勤及び欠勤

（出勤）

第21条 無期雇用職員等が出勤したときは、出勤簿に記録しなければならない。

2 業務のため雇用契約に定める勤務場所以外で勤務するときは、あらかじめ監督者の許可を受けなければならない。

ただし、緊急やむを得ないときは、事後速やかに許可を受けなければならない。

3 業務以外の理由により、雇用契約に定める勤務場所以外で勤務するときの条件等については、細則で定める。

（遅刻、早退、私用外出）

第22条 無期雇用職員等が、遅刻、早退又は勤務時間（第19条に基づきフレックスタイム制の適用を受ける職員にあっては、細則で定める総労働時間）中に私用外出するときは、あらかじめ監督者の許可を受けなければならない。

ただし、緊急やむを得ないときは、事後速やかに許可を受けなければならない。

（欠勤）

第23条 無期雇用職員等は、傷病その他やむを得ない事由により欠勤するときは、欠勤の事由及び予定日数について、あらかじめ監督者に届け出て承認を得なければならない。

ただし、事前の届出がやむを得ない理由でできなかったときは、事後速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）で定める業務災害及び通勤災害による傷病により欠勤した場合は、前項の手続の後、職員環境課長に申し出なければならない。

3 傷病による欠勤が引き続き5日を超えるととき（ただし、前項に該当する場合を除く。）は、無期雇用職員等は、療養に必要と認められる期間を記載した医師の診断書その他の証明書を提出しなければならない。この場合において、医師については研究所が指定することがある。

4 傷病によらない欠勤が引き続き5日を超えるとときは、第1項の手続の後、職員環境課長に申し出て承認を得なければならない。

5 職員環境課長は、前項の申し出を受けたときは、欠勤の事由及び日数の妥当性を審査し、欠勤の可否について監督者を通じて無期雇用職員等に通知する。

6 無期雇用職員等が欠勤に際し第1項から前項までの手続を怠ったとき、又は前項において許可されなかったにもかかわらず欠勤したときは、無断欠勤として扱う。

（自宅待機）

第24条 無期雇用職員等が次の各号のいずれかに該当するときは、自宅待機を命ずることがある。

（1）懲戒処分の嫌疑があるとき。

（2）出勤することにより研究所の運営上支障を来すおそれのあるとき。

（3）その他前二号に準ずるとき。

2 前項の自宅待機命令期間中は、有給とする。

3 自宅待機命令期間中の付帯事項がある場合は、研究所が命令時に個別に定める。

## 第7章 休暇

（年次有給休暇）

第25条 年次有給休暇の休暇年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前年度所定労働日の8割以上出勤した者に対して、毎年4月1日に20日の年次有給休暇を与える。

ただし、1年目は、採用月に応じ次表のとおり与える。

| 採用月  | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 年休日数 | 20日 | 18日 | 17日 | 15日 | 13日 | 12日 | 10日 | 8日  | 7日  | 5日 | 3日 | 2日 |

3 前項の規定にかかわらず、医師等により証明された私傷病により、前項に定める前年度所定労働日数の8割以上の出勤ができなかった者に対しては、前年度の労働日数に応じて次表のとおり与える。

| 前年度<br>労働日数 | 7割以上<br>8割未満 | 6割以上<br>7割未満 | 5割以上<br>6割未満 | 4割以上<br>5割未満 | 3割以上<br>4割未満 | 2割以上<br>3割未満 | 1割以上<br>2割未満 | 1日以上<br>1割未満 | 0<br>日 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------|
| 年休日数        | 15日          | 13日          | 12日          | 10日          | 8日           | 7日           | 5日           | 3日           | 0<br>日 |

4 出勤率の算定にあたっては、次の不就業日は出勤したものと取り扱う。

（1）年次有給休暇、特別有給休暇及びワークライフバランス休暇を取得した日

（2）生理休暇及び産前産後休業の期間

（3）育児休業及び出生時育児休業の期間

（4）介護休業の期間

- (5) 業務上の傷病による休業期間
- (6) 就業禁止による欠勤期間
- (7) その他前各号に準じ研究所が認める期間  
(年次有給休暇の時季指定・時季変更権等)

第26条 年次有給休暇は、職員があらかじめ請求する時季に取得させる。

ただし、無期雇用職員等が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。

(年次有給休暇の研究所による時季指定)

第27条 第25条第2項及び第3項の年次有給休暇が10日以上与えられた無期雇用職員等に対しては、前条にかかわらず、付与日から1年以内に、当該無期雇用職員等の有する年次有給休暇日数のうち5日について、研究所が無期雇用職員等の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。

ただし、無期雇用職員等が前条による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(年次有給休暇の単位)

第28条 年次有給休暇は、1日又は半日単位で取得することができる。

2 年次有給休暇は、前項に定める単位のほか、1時間単位で取得することができる。

ただし、所定労働時間の全部、所定労働時間のうち午前の時間帯の全部又は所定労働時間のうち午後の時間帯の全部を指定することはできない。

3 年次有給休暇を1時間単位で取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、8時間とする。

4 年次有給休暇を1時間単位で使用する日数は、第29条及び第30条第2項に定める未使用分を含めて、1休暇年度内に5日以内とする。

5 休暇年度の途中で所定労働時間に変更があるときの年次有給休暇の時間単位の未使用分は、変更後、これに変更後の所定労働時間を乗じ、変更前の所定労働時間で除した時間数（当該時間数に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。）に限り、取得することができる。

6 半日単位の年次有給休暇を請求する場合は、その使用する日において勤務があることを要する。

7 1時間単位の年次有給休暇を請求する場合は、その前又は後に引き続いて勤務があることを要する。

(年次有給休暇の繰越し)

第29条 当該年度に付与された年次有給休暇のうち未使用分は、翌年度以後2年度に限りそれを繰り越すことができる。

(年次有給休暇の通算)

第30条 採用の日の前日まで研究所の就業に関する規程の適用を受ける職にあった者が、新たに無期雇用職員等に採用された場合は、前職において付与された年次有給休暇（新たに無期雇用職員等として採用された日の属する年度及びその前2年度に付与されたものに限る。）の未使用分は無期雇用職員等として付与されたものとみなす。なお、前職において付与された年次有給休暇（無期雇用職員等として採用された年度に付与されたものに限る。）は、無期雇用職員等として新たに付与する年次有給休暇の日数に通算する。また、前職において使用した年次有給休暇（無期雇用職員等として採用された年度に使用したものに限る。）は、無期雇用職員等として使用した日数に通算する。

2 前項の場合において、職員は、前職において付与された年次有給休暇（新たに無期雇用職員等に採用された日の属する年度及びその前2年度に付与されたものに限る。）の未使用分を、第29条の定めにかかわらず、当該年次有給休暇が初めて付与された日の属する年度の翌々年度の末日までの間に取得することができる。

3 前二項について、無期転換権の行使により無期雇用職員となる場合もこれに準じる。

(特別有給休暇)

第31条 研究所は、次表の左欄の事由に該当するとき、同表右欄の日数（労働日）を特別有給休暇として与える。

ただし、子の看護及び要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を事由とする特別有給休暇にあっては、1日又は時間単位で与える。

| 事由         | 休暇日数 |
|------------|------|
| 本人が結婚するとき。 | 5日以内 |
| 子が結婚するとき。  | 2日以内 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 兄弟姉妹が結婚するとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1 日                                                       |
| 父母、配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係にある者を含む。以下本項中同じ。）又は子が死亡したとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 葬祭を主宰するもの 7 日以内<br>その他のもの 4 日以内                           |
| 祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母が死亡したとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 葬祭を主宰するもの 4 日以内<br>その他のもの 3 日以内                           |
| 3 親等以内の親族（父母、配偶者、子、祖父母、兄弟姉妹、又は配偶者の父母を除く。）が死亡したとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 葬祭を主宰するもの 2 日以内<br>その他のもの 1 日以内                           |
| 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1 事業年度 5 日以内（体外受精又は顕微授精に係る通院等の場合は 10 日以内）                 |
| 配偶者が出産するとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 3 日以内                                                     |
| 配偶者の産前 6 週間産後 8 週間の間に育児又は配偶者の介助をするとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 5 日以内                                                     |
| 小学校第 3 学年修了までの子を養育する無期雇用職員等が、次に掲げる当該子の世話等をするとき。<br>イ 負傷し、又は疾病にかかった子の世話<br>ロ 当該子に予防接種や健康診断を受けさせるとき<br>ハ 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話<br>ニ 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加                                                                                                                                                                                                   | 1 事業年度 5 日以内（その養育する小学校第 3 学年修了までの子が 2 人以上の場合にあっては 10 日以内） |
| 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行うとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1 事業年度 5 日以内（要介護状態にある対象家族が 2 人以上の場合にあっては 10 日以内）          |
| 異動を命じられ、転居するとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 5 日以内                                                     |
| 異動を命じられ単身赴任しその後別居扶養親族を引きとるとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3 日以内                                                     |
| 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。<br>イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動<br>ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって要綱で定める活動<br>ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある要綱で定める者の介護その他の日常生活を支援する活動 | 1 事業年度 5 日以内                                              |
| 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施するものに対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外のものに骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむをえないと認められるとき。                                                                                                                                                                                                                   | 必要日数                                                      |
| 裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認めら                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 必要日数                                                      |

|                                                         |                 |
|---------------------------------------------------------|-----------------|
| れるとき。                                                   |                 |
| 災害その他特別の事由によるとき。                                        | 必要日数            |
| 要綱で定める算定方法に基づき勤続期間が満 2 5 年に達した無期雇用職員等のうち、理事長により認められるとき。 | 付与日から 1 年間で 5 日 |
| 要綱で定める算定方法を準用し、勤続期間が満 1 5 年に達したとき。                      | 1 事業年度 3 日      |

2 特別有給休暇を取得するときは、あらかじめ監督者の許可を受けなければならない。

（災害・交通機関の事故等に係る措置）

第 3 2 条 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合、職員環境課長が必要と認める時間労働しないことができる。

2 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、無期雇用職員等が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、職員環境課長が必要と認める時間労働しないことができる。

3 前二項の措置時間は、給与の減額を行わない。

（ワークライフバランス休暇）

第 3 3 条 ワークライフバランス休暇は、無期雇用職員等に対し、その年の 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの間で、別に定める日数を与える。当該休暇は有給とする。

2 ワークライフバランス休暇を取得するときは、あらかじめ監督者の許可を受けなければならない。

（生理休暇）

第 3 4 条 生理日の就業が著しく困難な女性職員が休暇を請求したときは、生理休暇を与える。生理休暇は、連続する 2 日間（暦日）は有給とし、残りは無給とする。

（健康診査等のための通院時間）

第 3 5 条 妊産婦（妊娠中又は産後 1 年以内の女性職員）が母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）に基づく健康診査等のために医師の指示によって通院するときには、これに必要な時間（妊娠満 2 3 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 2 4 週から満 3 5 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 3 6 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1 日の所定労働時間の範囲内で必要と認められる時間に限る。）を与える。健康診査等のための通院時間は、給与の減額を行わない。

（妊娠中及び出産後の女性職員に対する通勤緩和等の措置）

第 3 6 条 母子保健法に基づく健康診査等を受けた女性職員から、医師等によりその症状等に関して指導を受けた旨の申し出があった場合は、当該指導に基づき、通勤緩和、休憩、作業の制限、勤務時間短縮、休業等の必要な措置を講ずる。

2 前項の措置期間（休業を除く。）は、給与の減額を行わない。また、前項の休業は有給とする。

（産前産後休業）

第 3 7 条 産前 6 週間（多胎妊娠のときは 1 4 週間。暦日による。以下この条において同じ。）以内に出産予定の女性職員が請求したときは、産前休業を与える。

2 産後（出産日翌日より起算）8 週間を経過しない女性職員については、産後休業とし、就業させない。

ただし、産後 6 週間を経過し、本人が就業を希望したときは、医師が支障がないと認めた範囲の業務に就かせることがある。

3 実際の出産日が予定日より遅れたため、産前休業が 6 週間（多胎妊娠のときは 1 4 週間）を超えたときは、その超えた日数については、産前休業として取り扱う。

4 産前産後休業は、有給とする。

（育児時間）

第 3 8 条 1 歳に満たない子を養育する無期雇用職員等が請求したときは、1 日 2 回各々 3 0 分以内の範囲で育児時間を与える。育児時間は、給与の減額を行わない。

## 第 8 章 出張

（出張）

第 3 9 条 業務上必要があるときは、無期雇用職員等に出張を命ずることがある。

2 出張を命じた職員には、旅費規程（平成 1 5 年規程第 6 1 号）により旅費を支給する。

3 無期雇用職員等が出張する場合で、就業時間を算定し難いときは、第13条第1項に定める所定労働時間勤務したものとみなす。

ただし、あらかじめ特別の指示をしたときは、この限りでない。

## 第9章 異動

(異動)

第40条 研究所は、業務上必要があるときは、無期雇用職員等に対し、転任、出向、兼務、勤務地変更等の異動を命じることがある。

2 前項の命令を受けた無期雇用職員等は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

3 事務総合職員の勤務地変更は、原則として職員の同意を得て命じることとする。

ただし、業務上の必要性が認められる場合は、同意を得ずに命じることがある。

(新任部署への赴任)

第41条 異動の命令を受けた無期雇用職員等は、業務の引継ぎを行い、研究所がやむを得ないと認めたときのほかは、速やかに新任部署に赴任しなければならない。

## 第10章 休職及び復職

(休職及び休職期間)

第42条 無期雇用職員等が次表の左欄の事由に該当するとき、研究所は、当該無期雇用職員等に対し、同表右欄の期間休職を命じることができる。

| 事由                                                                                                    | 休職期間         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| (1) 業務外の傷病（通勤途上の災害による傷病を含む。）による欠勤が引き続き暦日60日を超えたとき、又は断続的な欠勤の日数が6か月内に合計して90日以上に達し、以後もその状態が継続する可能性があるとき。 | 2年以内         |
| (2) 刑事事件に関し逮捕又は起訴された場合で、懲戒処分を受けていないとき。                                                                | 処分が確定するまでの期間 |
| (3) 自己の都合により休職を願い出て、研究所がこれを承認したとき。                                                                    | 研究所が認めた期間    |
| (4) 研究所の都合によるとき。                                                                                      | 研究所が定める期間    |
| (5) その他休職を必要とする事由があるとき。                                                                               | 研究所が定める期間    |

2 前項の表第1号の事由により休職するときは、医師の診断書又はこれに準じるものを提出しなければならない。

3 第1項の休職期間は、特別な事情があると認められるときには延長することがある。

(復職)

第43条 前条の規定により休職を命じられた無期雇用職員等が、その休職期間が満了する前に、その休職の事由が消滅し、かつ、研究所が適当であると認めるときは、復職を命じることができる。

2 前条第1項の表第1号の事由により休職を命じられた者が復職するときは、医師の診断書を提出しなければならない。この場合において、研究所が医師を指定することがある。

3 無期雇用職員等が第1項の規定により復職を命じられたときは、3か月の経過観察を行う。

4 前項の経過観察期間中に病状の悪化が認められるとき又は経過観察期間中の出勤率が8割に満たないときは、休職を命じ、休職期間は前後を通算する。

5 前項の出勤率の算定にあたっては、当該経過観察期間中の所定労働日数から次の各号に定める不就業日を除いた日数に対する出勤日数の割合を算出する。この場合において、遅刻、早退及び勤務時間短縮があった場合も出勤として扱う。

(1) 年次有給休暇、特別有給休暇及びワークライフバランス休暇を取得した日

(2) 生理休暇及び産前産後休業の期間

(3) 育児休業及び出生時育児休業の期間

(4) 介護休業の期間

- (５) 業務上の傷病による休業期間
- (６) その他前各号に準じ研究所が認める期間

6 第３項の経過観察期間終了後、出勤日数が２０日に満たないうちに、同一事由により再び欠勤（勤務時間の短縮による場合を除く。）したときは、再度休職とし、休職期間は前後を通算する。

（就業制限措置）

第４４条 前条に定める経過観察を行う場合、無期雇用職員等から傷病等に関して医師等によりその症状に関して指導を受けた旨の申し出があった場合及び業務災害による傷病により欠勤していた者が職場復帰する場合は、産業医の意見に基づき、時間外勤務の制限、休日勤務の制限、出張の制限、勤務時間の短縮等の措置を講ずることがある。この場合において、勤務時間の短縮により就業しない時間については欠勤として扱う。

2 裁量労働制を適用している無期雇用職員等に前項の措置を講じる場合において、健康管理上の必要性から業務の遂行方法及び就業時間の管理について本人の裁量に委ねることが適当でないと認められる場合には、裁量労働制を適用しない。

## 第１１章 休業

（育児休業、出生時育児休業、部分休業並びに育児のための時間外労働及び深夜業の制限）

第４５条 職員は、３歳に満たない子を養育するため、研究所に申し出て育児休業（出生後８週間以内の子を養育する無期雇用職員等にあつては出生時育児休業）をすることができる。

2 職員は、中学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、研究所に申し出て部分休業をすることができる。

3 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する無期雇用職員等は、研究所に請求して、第１６条の規定による時間外労働をしないことができ、又は同条の規定により時間外労働させる場合でも、１か月につき２４時間、１年につき１５０時間を超えて時間外労働をしないことができる。

ただし、事業の正常な運営を妨げるときは、この限りでない。

4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する無期雇用職員等は、研究所に請求して、午後１０時から午前５時までの深夜に労働しないことができる。

ただし、事業の正常な運営を妨げるときは、この限りでない。

5 育児休業、出生時育児休業、部分休業並びに育児のための時間外労働及び深夜業の制限の適用を受けることができる無期雇用職員等の範囲その他必要な事項については、細則で定める。

（介護休業、介護のための部分休業並びに介護のための時間外労働及び深夜業の制限）

第４６条 無期雇用職員等は、要介護状態にある対象家族を介護するため、研究所に申し出て１８０日を限度として介護休業をすることができる。

2 無期雇用職員等は、要介護状態にある対象家族を介護するため、研究所に申し出て介護のための部分休業をすることができる。

3 要介護状態にある対象家族を介護する無期雇用職員等は、研究所に請求して、第１６条の規定による時間外労働をしないことができ、又は同条の規定により時間外労働させる場合でも、１か月につき２４時間、１年につき１５０時間を超えて時間外労働をしないことができる。

ただし、事業の正常な運営を妨げるときは、この限りでない。

4 要介護状態にある対象家族を介護する無期雇用職員等は、研究所に請求して、午後１０時から午前５時までの深夜に労働しないことができる。

ただし、事業の正常な運営を妨げるときは、この限りでない。

5 介護休業、介護のための部分休業並びに介護のための時間外労働及び深夜業の制限の適用を受けることができる無期雇用職員等の範囲その他必要な事項については、細則で定める。

## 第１２章 退職及び解雇

（定年退職）

第４７条 無期雇用職員等の定年は、６５歳に達した年度末とする。

2 無期転換権の行使により無期雇用職員に転換した場合の定年は次表の通りとする。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 無期雇用職員に転換した年度の末日の年齢 | 定年         |
| ６５歳以下               | ６５歳に達した年度末 |

|            |                                                                              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 66歳以上70歳以下 | 70歳を超えない範囲で、研究所と無期雇用職員との双方の合意により定める。ただし、双方での合意が困難な場合においては、無期雇用職員に転換した年度の翌年度末 |
| 71歳以上      | 研究所と無期雇用職員との双方の合意により定める。ただし、双方での合意が困難な場合においては、無期雇用職員に転換した年度の翌年度末             |

3 前項にかかわらず、本人が希望するときは、満65歳に達した日（誕生日の前日）の属する月の末日をもって定年退職することができる。

4 無期雇用職員等は、定年に達する日の1か月前までに研究所に退職する旨を届け出なければならない。

5 研究所は、本人が希望する場合は、特別嘱託職員等就業規程（平成18年規程第13号）で定める特別嘱託職員等として再雇用するものとする。

（依願退職）

第48条 無期雇用職員等が退職を希望するときは、退職しようとする日から1か月前までに退職願を提出しなければならない。

（早期退職）

第49条 定年制職員及び事務総合職員は、細則で定める早期退職制度により、前条に定める定年前に退職することができる。

（その他の事由による退職）

第50条 無期雇用職員等が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

（1） 休職期間が満了し、復職できないとき。

（2） 死亡したとき。

（定年前再雇用）

第51条 研究所は、60歳に達した日の翌日以降年度末をもって退職する無期雇用職員等から申請があった場合、特別嘱託職員等就業規程で定める特別嘱託職員等として再雇用するものとする。

（事務総合職員に係る管理職勤務上限年齢による降格）

第52条 研究所は、管理職に就く事務総合職員が、管理職勤務上限年齢に達したとき、異動期間（当該管理職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。次条において同じ。）に、管理職以外の職へ降格するものとする。管理職勤務上限年齢は、60歳とする。

（事務総合職員に係る管理職への任用の制限）

第53条 研究所は、管理職勤務上限年齢に達している事務総合職員を、その者が当該管理職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降格等をされた職員にあっては、当該他の職への降格等をされた日）以後、当該管理職に昇格することができない。

（解雇）

第54条 研究所は、無期雇用職員等が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇することができる。

（1） 医師の診断により精神又は身体の障害のため業務に堪えないと認められたとき。

（2） 職務につき著しく能力を欠くと認められるとき。

（3） 3か月間に無断欠勤が通算15日以上になったとき。

（4） 試用期間が満了したにもかかわらず、本採用と認められなかったとき。

（5） 業務上の傷病により、療養の開始後3年を経過した日において労災保険法による傷病補償年金を受けているとき、又は同日後において傷病補償年金を受けることになったとき。

（6） 労働基準法で定める打切補償を行ったとき。

（7） 予算の削減等やむを得ない事情があるとき。

（8） 懲戒解雇をうける事由があるとき。

（9） その他前各号に準ずる行為があったとき。

2 前項の規定により解雇するときは、30日以上前に本人に予告し、又は労働基準法に規定する平均賃金の30日分に相当する予告手当（以下「解雇予告手当」という。）を支給する。

3 前項の規定による予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。

4 前二項の規定にかかわらず、懲戒解雇の場合又は天災事変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となった場合であって、労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けたときは、解雇予告手当を支給せずに即時解雇する。

### 第13章 給与

#### (給与)

第55条 無期雇用職員等の給与は、各給与規程で定める。

### 第14章 退職金

#### (退職金又は退職金見合手当の選択)

第56条 新たに採用された事務総合職員は、採用時において、次の各号のいずれかを選択しなければならない。

ただし、採用日以後15日以内に受給方法を選択しなかった場合は、退職金見合手当を選択したものとみなす。

(1) 退職金 退職時に、退職金規程（平成15年規程第59号）に基づき退職金を一括して受給する方法

(2) 退職金見合手当 在職中、職員給与規程に基づく退職金見合手当を毎月の給与として受給する方法

2 職員は、前項にて一度選択し決定した受給方法を変更することはできない。

#### (退職金)

第57条 退職金は以下の各号に定める職員に対して支給し、それ以外の職員には支給しない。

(1) 前条の規定に基づき、退職金を選択した事務総合職員

(2) 定年制職員のうち、年俸制を採用していない職員

2 退職金の支給は、退職金規程で定める。

### 第15章 安全衛生及び災害補償

#### (協力義務)

第58条 無期雇用職員等は、安全衛生及び健康保持について、安全衛生管理規程（令和7年規程第78号）を遵守し、研究所が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

#### (就業禁止)

第59条 無期雇用職員等が次の各号のいずれかに該当するとき、研究所は、研究所の指定する医師の意見を聴取の上、就業禁止を命ずる。

(1) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）で定める病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかり、かつ第4号に該当しないとき。

(2) 労働安全衛生規則で定める心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるとき。

(3) その他前二号に準ずる疾病で労働安全衛生規則で定めるものにかかったとき。

(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）で定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症若しくは新感染症にかかり、又はその疑いのあるとき。

2 前項の規定により就業禁止を命じられたときは、その期間中は欠勤として取り扱う。

ただし、前項第4号の規定により就業禁止を命じられたときは、別に定める給与規程に基づき、当該欠勤期間中は有給とし、期末手当を算定する場合、当該欠勤期間中は出勤したものとして取り扱う。また、出勤率を算定する場合は、第25条第4項第6号に基づき、当該欠勤期間中は出勤したものとして取り扱う。

#### (感染症の届出)

第60条 無期雇用職員等は、前条第1項第4号に該当するときは、直ちに研究所に届け出なければならない。

#### (災害補償)

第61条 無期雇用職員等が業務上若しくは通勤途上において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、労災保険法による給付を申請する。

### 第16章 教育訓練

#### (教育訓練)

第62条 無期雇用職員等は、研究所の教育訓練計画に従い、技術教育、安全衛生災害教育その他の教育訓練を受けなければならない。

### 第17章 賞罰

#### (表彰)

第63条 無期雇用職員等の表彰については、表彰規程（令和6年規程第190号）で定める。

#### (懲戒)

第 6 4 条 無期雇用職員等の懲戒については、懲戒規程（令和 7 年規程第 2 3 5 号）で定める。

（損害賠償）

第 6 5 条 無期雇用職員等が、故意又は重大な過失によって研究所に損害を及ぼしたときは、情状によりその損害の全部又は一部を賠償させることがある。

附則（令和 7 年 1 2 月 2 5 日規程第 2 3 4 号）

第 1 条 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間は、次表の「期間」欄に示す区分に応じ、第 4 7 条第 1 項から第 3 項中の「6 5 歳」について、それぞれ次表「読み替える字句」欄に掲げる字句とする。

| 期 間                                    | 読み替える字句 |
|----------------------------------------|---------|
| 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで     | 6 2 歳   |
| 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで   | 6 3 歳   |
| 令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで | 6 4 歳   |

2 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間は、次表の「期間」欄に示す区分に応じ、第 4 7 条第 2 項中の「無期雇用職員に転換した年度の末日の年齢」について、それぞれ次表「読み替える字句」欄に掲げる字句とする。

| 期 間                                    | 読み替える字句         |
|----------------------------------------|-----------------|
| 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで     | 6 3 歳以上 6 5 歳以下 |
| 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで   | 6 4 歳以上 6 5 歳以下 |
| 令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで | 6 5 歳           |

第 3 条 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な措置は、別に定める。

附則（令和 8 年 1 月 2 9 日規程第 9 号）

この規程は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 8 年 2 月 2 6 日規程第 4 0 号）

この規程は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 8 年 3 月 2 6 日規程第 6 9 号）

この規程は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。